

証券コード 7191
2020年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地
株式会社イントラスト
代表取締役社長 桑 原 豊

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月18日(木曜日)午後6時(営業時間終了時)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日(金曜日)午後1時30分(受付開始午後1時00分)
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門 3階「光の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第15期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.entrust-inc.jp/>) において修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.entrust-inc.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」とで構成されております。

| | |
|------------------------|--|
| 「イントラストの未来を語る会」中止のお知らせ | 定時株主総会終了後、当社の今後の展望をご理解いただくため「イントラストの未来を語る会」を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、諸般の事情に鑑み、今回につきましては、中止させていただきます。 |
|------------------------|--|

<新型コロナウイルス感染症拡大防止に関しまして>
 当社第15期定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大と、株主様の安全性確保のため、以下の通りご案内申し上げます。
 何卒、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
 なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.entrust-inc.jp/>) に掲載させていただきます。

【当社の対応】

- ◎**接触感染リスク低減のため、本年はお土産の配布を行いません。**
- ◎株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応いたします。
- ◎体調不良と見受けられる株主の方には、運営スタッフがお声がけし、ご入場をお断りする場合、または、ご退場をお願いする場合がございます。

【株主様へのお願い】

- ◎当日ご出席を検討されている株主様におかれましては、厚生労働省のウェブサイトに掲載の感染予防策等をご確認いただくとともに、当日の健康状態や体調等に十分ご配慮の上、ご無理をなされないようお願いいたします。
- ◎株主総会会場におきましては、検温、マスク着用及びアルコール消毒液の使用にご協力をお願いいたします。
- ◎株主総会の議決権行使は、書面またはインターネットによる方法もございますので、併せてご検討の程よろしくお願いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 議決権行使の方法について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)より議決権をご行使いただくことができます。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権の行使期限は2020年6月18日(木曜日)午後6時となっております。行使期限内に当社(株主名簿管理人)に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使ください。
- (3) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるご行使を有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (4) 議決権行使コード及びパスワード(株主様が変更されたものを含みます)は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

[ご注意]

- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社(株主名簿管理人)よりおたずねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度の経営成績は、次の表のとおりです。

| 区 分 | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 対前期増減率 |
|-----------|--|--|--------|
| 売上高 | 3,136,794千円 | 3,626,851千円 | 15.6% |
| 保証事業 | 1,492,494千円 | 1,796,598千円 | 20.4% |
| ソリューション事業 | 1,644,299千円 | 1,830,253千円 | 11.3% |
| 営業利益 | 842,302千円 | 1,021,906千円 | 21.3% |
| 経常利益 | 840,275千円 | 1,026,003千円 | 22.1% |
| 当期純利益 | 564,166千円 | 687,475千円 | 21.9% |

当事業年度におけるわが国経済は、政府の各種政策の効果もあり、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移してまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な下押しが始まっており、今後の景気の先行は厳しい状況が見込まれております。

当社の関連業界である住宅関連業界においては、足元の賃貸住宅の新設着工戸数は、前期比で減少が続いておりますが、世帯数の増加に伴いストックとしての貸家戸数は増加が見込まれております。また、賃貸物件における家賃保証会社の利用割合についても増加傾向にあります。

このような事業環境のもと、当社はこれまで培ってきた家賃債務保証のノウハウを活かし、家賃債務保証を含む様々な分野における独自のサービスの開発・提案・販売に取り組んでまいりました。

当事業年度の経営成績につきましては、保証事業においては、家賃債務保証の新規契約が順調に推移したほか、販路拡大の取り組みが奏功し、医療費用保証が伸ばいたしました。また、養育費保証については、次世代市場を創出すべく、自治体との取組みを推し進めるとともに、BtoCマーケティングのチャネル構築に着手いたしました。

ソリューション事業においては、主力のC&O（コンサル&オペレーション）サービスが堅調に推移したほか、保険デスクサービスにおいて、少額短期保険の取扱いをスタートさせるなど、取扱件数の増加に注力いたしました。

この結果、保証事業の売上高は、1,796,598千円（前期比20.4%増）、ソリューション事業の売上高は、1,830,253千円（前期比11.3%増）となり、売上高合計で3,626,851千円（前期比15.6%増）となりました。

営業利益に関しましては、人材採用や養育費保証などへ戦略的な費用投下を行う一方で、その他の費用の増加を一定水準に抑制できたことにより、営業利益率が向上した結果、1,021,906千円（前期比21.3%増）となりました。

経常利益は1,026,003千円（前期比22.1%増）、当期純利益は687,475千円（前期比21.9%増）となり、売上、利益ともに過去最高を更新いたしました。

2. 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、100,001千円となりました。その主な内訳は、基幹業務システム開発84,500千円、その他家賃債務保証のシステム改修等のソフトウェア7,854千円等であります。

3. 資金調達の状況

新株予約権の行使により、11,750千円の資金調達を行いました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

8. 財産及び損益の状況

| 区 分 | 第12期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで | 第13期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで | 第14期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで | 第15期(当期) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで |
|------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| 売 上 高 | 2,713,146千円 | 2,951,559千円 | 3,136,794千円 | 3,626,851千円 |
| 経 常 利 益 | 598,192千円 | 752,332千円 | 840,275千円 | 1,026,003千円 |
| 当 期 純 利 益 | 409,174千円 | 508,729千円 | 564,166千円 | 687,475千円 |
| 1株当たり当期純利益 | 22円99銭 | 23円02銭 | 25円44銭 | 30円93銭 |
| 総 資 産 | 3,168,249千円 | 3,499,005千円 | 4,038,387千円 | 4,726,603千円 |
| 純 資 産 | 2,058,597千円 | 2,442,607千円 | 2,874,569千円 | 3,376,033千円 |
| 1株当たり純資産額 | 93円18銭 | 110円27銭 | 129円49銭 | 151円46銭 |

- (注) 1. 記載金額(1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は除く)は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにともない、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第14期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しており、第13期につきましては遡及処理後の数値を記載しております。

9. 会社が対処すべき課題

当社は、お客様に三つの価値(喜び、安心、信頼)を提供することを経営姿勢として掲げ、総合保証サービス会社として、保証事業及びソリューション事業を通じて、お客様をはじめステークホルダーの皆様から常に頼りにされる企業を目指してまいりました。

このような経営姿勢のもと、保証スキームでサービスと流通の活性化を実現することをミッションとし、家賃債務保証で培ったノウハウを有効活用することで、他の分野における保証事業及びソリューション事業を推進してまいります。具体的には、家賃債務保証に関連する事業拡大を推し進めるとともに、医療未収金や未払養育費などの社会的な問題の解決の一助となるよう、様々な分野において当社独自のサービスを展開して行きたいと考えております。そこで、これらの方針を実現し、安定的に継続して事業を拡大するために、今後も以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 保証事業の開拓・展開

保証事業においては、家賃債務保証を主として、医療費用保証、介護費用保証及び養育費保証の拡販に注力いたしました。

家賃債務保証については、積極的な新規取引先の開拓を継続するとともに、

既存クライアントに対しても、商品の改定や新たな商品の開発・販売を促進するなど、引き続き、お客様のニーズを的確に捉え収益に繋げていく必要があると考えております。また、今後さらに財務の健全性が保証会社に求められることが予想され、安心して当社とお取引いただけるよう、引き続き代位弁済の発生と回収を適正にコントロールし、盤石な財務基盤を保持してまいります。

医療費用保証については、近年注力してまいりました市場開拓の成果が見え始めたことを実感しており、今後はこの流れを加速させていきたいと考えております。新たに創出した市場へのさらなる浸透により、家賃債務保証に次ぐ収益の柱となるよう注力してまいります。

介護費用保証については、民法改正による需要を取り込み、介護費用保証へのニーズを喚起することで、契約数の増加に努めてまいります。

養育費保証については、次世代の新市場開拓を目指し、保証商品の周知によりニーズを喚起させるため、BtoCマーケティングの活動を活発化してまいります。

(2) ソリューション事業の拡販

ソリューション事業においては、堅調な成長を今後も継続するために、以下の方針のもと取り組んでまいります。

家賃保証関連の業務受託サービスについては、継続的な成長を実現すべく、引き続き安定的なサービス品質及び業務効率を重視したオペレーションに注力いたします。また、自社グループ内に保証会社を有する不動産管理会社様に対しても、業務上の課題を解決する専門的な業務支援サービスであるC&O（コンサル&オペレーション）サービスの提案活動を積極的に行うことで、収益の拡大を図る方針であります。

また、保険契約に関する業務支援サービスである保険デスクサービスについては、少額短期保険と家賃債務保証とのセット商品の開発など、次年度以降も、新規取引先の獲得を進めるとともに、更なる業務の効率化を推し進めてまいります。

(3) 人材の採用及び育成

当社がお客様をはじめ、各パートナー企業から信頼して頂き、頼りにされる企業となるために、優秀な人材を確保すると共に、採用した人材を育成していくことが必要と考えております。これまでの採用活動で得られたノウハウを有効活用することで、より優秀な人材を多く採用できるよう尽力してまいります。

当事業年度においては、前年に引き続き新卒の社員を迎えることができました

た。全社員が新たなことに挑戦し、活躍できる環境を目指すとともに、即戦力となる人材の確保を目的とした中途採用と、中長期的な企業価値の向上を見据えた新卒採用をバランスよく行うことで、常に組織を活性化させ、継続的な成長を実現していきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

Prestige International (S) Pte Ltd.及び株式会社プレステージ・インターナショナルは当社の親会社に該当します。Prestige International (S) Pte Ltd.は、当社の株式12,707,594株（議決権比率 57.0%）を保有しており、役員が兼任しております。また、Prestige International (S) Pte Ltd.は、株式会社プレステージ・インターナショナルの完全子会社であり、株式会社プレステージ・インターナショナルと当社は役員の兼任のほか、業務の委託等の取引関係があります。

(2) 子会社の状況

該当事項はありません。

11. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は総合保証サービス会社として、保証事業及びソリューション事業を展開しております。

(1) 保証事業

家賃債務保証、介護費用保証、医療費用保証、養育費保証

(2) ソリューション事業

C&O（コンサル&オペレーション）サービス、Doc-onサービス、保険デスクサービス

12. 主要な営業所（2020年3月31日現在）

| | | |
|----|-------------|---------|
| 本 | 社 | 東京都千代田区 |
| 大 | 阪 | 大阪市中央区 |
| 秋 | 田 | 秋田県秋田市 |
| 名 | 古 | 名古屋市中区 |
| 福 | 岡 | 福岡市博多区 |
| 富 | 山 | 富山県射水市 |
| 仙 | 台 | 仙台市青葉区 |
| 横浜 | ソリューションセンター | 横浜市神奈川区 |

13. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

| 従業員数 | | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | | |
| 104名 | 8名増 | 38.8歳 | 4.7年 |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数36名(平均雇用人員)は含んでおりません。

14. 主要な借入先（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

15. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 60,000,000株
2. 発行済株式の総数 22,288,384株 (自己株式138株を除く)
3. 株主数 4,229名

4. 大株主の状況(上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|-------------------------------------|-------------------------|--------------------|
| Prestige International (S) Pte Ltd. | 12,707,594 ^株 | 57.01 [%] |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,092,800 | 9.39 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 1,161,105 | 5.21 |
| 野村信託銀行株式会社(投信口) | 822,100 | 3.69 |
| 桑原 豊 | 810,728 | 3.64 |
| 株式会社桑原トラスト | 500,000 | 2.24 |
| 株式会社トリニティジャパン | 334,000 | 1.50 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 192,900 | 0.87 |
| 市川 修 | 142,000 | 0.64 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 139,100 | 0.62 |

(注)持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|-----------------------------------|----------------------------|
| 代表取締役社長 | 桑 原 豊 | 執行役員第三営業部長 |
| 取 締 役 | 高 堂 潔 | 執行役員第一営業部長 |
| 取 締 役 | 太 田 博 之 | 執行役員経営管理部長 |
| 取 締 役 | 藤 森 武 | 執行役員債権管理部長 |
| 取 締 役 | 川 島 俊 忠 | 執行役員総務部長 |
| 取 締 役 | 玉 上 進 一 | 株式会社プレステージ・インターナショナル 代表取締役 |
| 取 締 役 | 山 中 正 竹 | 一般財団法人全日本野球協会 代表理事会長 |
| 取 締 役 | 松 山 哲 人 | ナノキャリア株式会社 代表取締役社長CEO |
| 常勤監査役 | 佐 藤 智 之 | |
| 常勤監査役 | 竹 内 祐 博 | |
| 監 査 役 | 一 條 和 幸 | 株式会社プレステージ・インターナショナル 監査役 |
| 監 査 役 | 坂 田 美穂子 (弁護士職務上の氏名 大 澤 美穂子) | クラス東京法律事務所 代表弁護士 |

- (注) 1. 取締役山中正竹氏及び松山哲人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役佐藤智之氏及び坂田美穂子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役山中正竹氏及び松山哲人氏並びに監査役佐藤智之氏及び坂田美穂子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めており、山中正竹氏、松山哲人氏及び坂田美穂子氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役のいずれも法令に規定される最低責任限度額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|------------------|-------------|-------------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 8名 (2名) | 89,997千円 (3,600千円) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 4名 (2名) | 17,520千円 (8,760千円) |
| 合計 (うち社外役員) | 12名 (4名) | 107,517千円 (12,360千円) |

- (注) 1. 2018年6月22日開催の第13期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額240,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内）と決議いただいております。
2. 2015年9月18日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬額を20,000千円以内と決議いただいております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 重要な兼職の状況 | 当社との関係 |
|-----|---------|-----------------------|----------------|
| 取締役 | 山 中 正 竹 | 一般財団法人全日本野球協会 代表理事会長 | 記載すべき関係はありません。 |
| 取締役 | 松 山 哲 人 | ナノキャリア株式会社 代表取締役社長CEO | 記載すべき関係はありません。 |
| 監査役 | 佐 藤 智 之 | 重要な兼職はありません。 | — |
| 監査役 | 坂 田 美穂子 | クラス東京法律事務所 代表弁護士 | 記載すべき関係はありません。 |

- (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係
記載すべき関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|---------|--|
| 取締役 | 山 中 正 竹 | 当事業年度に開催された取締役会には13回中12回出席し、他の会社における取締役としての経験より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 松 山 哲 人 | 当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、他の会社における取締役としての経験より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 佐 藤 智 之 | 当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、証券会社での勤務経験より、経営の適法性・効率性を維持するために必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会には13回中13回出席し、監査役の職務執行に関する事項について意見を行っております。 |
| 監査役 | 坂 田 美穂子 | 当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会には13回中13回出席し、監査役の職務執行に関する事項について意見を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額(千円) |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 14,000 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか否かについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

4. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

行動規範に基づきコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等を遵守することを徹底するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、リスク及びコンプライアンス全般に関する事項について評価・検討を行うことにより、内部統制の構築及び維持向上を図るものとする。併せて、代表取締役直属の組織として内部監査室を設け、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的な監査を実施し、その結果を常勤監査役と連携するとともに、代表取締役に報告するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づき、総務部を主管部署として、適切に保存及び管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、当社の損失の最小化を図る体制を構築・運用するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、リスクを評価するとともに、リスクの回避及び軽減策等のリスク管理体制の評価を実施するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定めるものとする。また、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。

- (5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の行動規範のみならず、親会社であるプレステージ・インターナショナルグループの行動規範に準拠するものとする。また、当社が、将来子会社等を設置する場合には、当該子会社を含めたグループ会社の内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、必要な管理規程を制定し、必要な体制を整備するものとする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、要請に応じて監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については、監査役と協議の上、決定するものとする。

- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮命令は監査役が行うものとし、人事異動・評価等を行う場合には、予め監査役と協議し、監査役の意見を重視することとする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役に直接報告を行うものとする。また監査役監査規程に基づき、監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役に対しての報告体制を確立するものとする。さらに、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとする。

- (9) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査役の求めに応じて適切に処理するものとする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、また金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価し、必要な是正を行っていくものとする。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力対策規程」を整備するとともに、顧問弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとする。
- ② 反社会的勢力による不当な要求に対しては総務部を対応部署とし、社内外の関係部署と情報の収集及び情報の共有を図り対処を行うものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- (1) 定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催しております。取締役会の開催に際しては、事前に資料を共有する方法により、取締役会における意思決定と監督の実効性及び効率性を確保しております。
- (2) 監査役は、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及び他の取締役と意見交換を実施しております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に協議を行い、監査内容について意見交換を行っております。
- (3) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、各部署の監査を実施しており、監査の結果は、その都度、代表取締役に文書で報告されております。
- (4) リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、リスク管理及びコンプライアンスに関する事項の確認を実施しております。また、内部通報制度を設け、その結果をリスク・コンプライアンス委員会において報告しております。

3. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は将来の事業拡大と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績と連動した安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

配当性向に関しましては、中期経営計画において、2021年3月期までに配当性向30%超を実現することを目標として掲げております。

当事業年度の剰余金の期末配当金につきましては、1株につき普通配当を5.0円とさせて頂きました。なお、中間期において、中間配当金1株につき4.0円を2019年12月9日に実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき9.0円となります。

また、内部留保資金につきましては、財務体質のさらなる強化及び事業拡大のため、サービスの開発、品質の向上のために有効活用していきたいと考えております。

なお、当社は剰余金の配当について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

これらは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|------------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 4,100,143 | 流 動 負 債 | 1,303,306 |
| 現金及び預金 | 3,017,605 | 買掛金 | 12,519 |
| 売掛金 | 241,392 | 未払金 | 208,719 |
| 立替金 | 1,059,851 | 未払費用 | 2,820 |
| 前払費用 | 243,446 | 未払法人税等 | 225,239 |
| その他の流動資産 | 2,792 | 前受金 | 1,411 |
| 貸倒引当金 | △464,944 | 預り金 | 6,654 |
| 固 定 資 産 | 626,459 | 前受収益 | 716,604 |
| 有 形 固 定 資 産 | 57,895 | 賞与引当金 | 43,653 |
| 建物 | 40,539 | 保証履行引当金 | 85,592 |
| 工具、器具及び備品 | 17,355 | その他の流動負債 | 90 |
| 無 形 固 定 資 産 | 138,556 | 固 定 負 債 | 47,263 |
| ソフトウェア | 24,056 | 資産除去債務 | 41,885 |
| ソフトウェア仮勘定 | 114,500 | その他の固定負債 | 5,377 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 430,007 | 負 債 合 計 | 1,350,569 |
| 投資有価証券 | 255,288 | 純 資 産 の 部 | |
| 長期前払費用 | 1,051 | 株 主 資 本 | 3,400,713 |
| 繰延税金資産 | 37,815 | 資 本 金 | 1,040,022 |
| その他投資等 | 135,852 | 資 本 剰 余 金 | 826,591 |
| | | 資 本 準 備 金 | 826,591 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 1,534,207 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 1,534,207 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 1,534,207 |
| | | 自 己 株 式 | △107 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | △24,900 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △24,900 |
| | | 新 株 予 約 権 | 220 |
| | | 純 資 産 合 計 | 3,376,033 |
| 資 産 合 計 | 4,726,603 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 4,726,603 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示をしております。

損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月 31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|---------|------------------|
| | 内 訳 | 合 計 |
| 売 上 高 | | 3,626,851 |
| 売 上 原 価 | | 1,731,719 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,895,131 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 873,225 |
| 営 業 利 益 | | 1,021,906 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 29 | |
| 有 価 証 券 利 息 | 1,382 | |
| 受 取 配 当 金 | 718 | |
| 基 金 返 還 益 | 2,000 | |
| 雑 収 入 | 16 | 4,147 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 失 | 49 | |
| 雑 損 | 0 | 49 |
| 経 常 利 益 | | 1,026,003 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 271 | 271 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,026,275 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 345,175 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △6,374 | 338,800 |
| 当 期 純 利 益 | | 687,475 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 イントラスト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 日高 真理子 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安 藝 眞 博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イントラストの2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、令和元年度監査役監査計画（基本方針、当年度重点監査項目、職務分担、年間監査活動計画等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程及び令和元年度監査役監査計画に従い、取締役、執行役員、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会、リスク・コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書その他重要書類を閲覧し、本社各部門及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社イントラスト 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐藤 智之 ㊟

常勤監査役 竹内 祐博 ㊟

監査役 一條 和幸 ㊟

社外監査役 坂田 美穂子 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|--|----------------|
| 1 | くわ ぼら ゆたか 桑 原 豊 (1958年10月21日) | 1981年4月 INA保険会社（現Chubb損害保険株式会社） 入社 1990年1月 チューリッヒ保険会社日本支社入社営業部長 1999年8月 株式会社エム・ファースト代表取締役 2006年3月 当社設立代表取締役 2011年2月 当社取締役 2013年5月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員 2020年1月 当社代表取締役社長執行役員第三営業部長 2020年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任） | 810,728株 |
| 2 | たか どう きよし 高 堂 潔 (1953年10月8日) | 1976年4月 中央物産株式会社入社 1984年3月 三井ホーム株式会社入社 1999年1月 三井ホーム北海道株式会社代表取締役社長 2007年4月 三井ホーム株式会社九州営業副本部長 三井ホーム鹿児島株式会社取締役 九州ツープイフォー株式会社代表取締役社長 2009年4月 三井ホーム株式会社開発営業本部長 2010年4月 同社東北・北海道営業本部長 三井ホーム北海道株式会社取締役 2011年4月 三井ホーム株式会社東関東営業本部長 茨城中央ホーム株式会社取締役 2013年4月 三井ホームエステート株式会社取締役 2014年4月 同社常務取締役 2016年7月 当社取締役執行役員 2017年2月 当社取締役執行役員第1営業部長 2018年4月 当社取締役執行役員営業統括本部長 2018年11月 当社取締役執行役員営業統括本部長兼営業部長 2019年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼営業部長 2019年10月 当社取締役執行役員第一営業部長 2020年4月 当社取締役執行役員第一営業本部長（現任） | 一株 |
| 3 | おお た ひろ ゆき 太 田 博 之 (1974年8月3日) | 1999年10月 中央監査法人（みずす監査法人に名称変更後解散）入所 2007年12月 株式会社ジークホールディングス入社経理部長 2014年10月 当社入社 2015年1月 当社財務経理部長 2015年4月 当社取締役執行役員財務経理部長 2019年4月 当社取締役執行役員経営管理部長（現任） | 28,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|---|---|----------------|
| 4 | ふじ 藤 森 たけし 武 (1971年8月17日) | 1995年4月 株式会社武富士（現株式会社日本保証）入社 2006年7月 同社債権管理部次長 2007年12月 同社債権管理本部第二管理部部長 2012年8月 当社入社 2013年1月 当社債権管理部長 2015年4月 当社取締役執行役員債権管理部長（現任） | 22,000株 |
| 5 | かわ しま とし ただ 川 島 俊 忠 (1974年9月17日) | 1997年4月 アート印刷株式会社入社 2001年2月 デルコンピュータ株式会社（現デル株式会社） 入社 2006年9月 株式会社ダイレクト・リンク入社 2007年12月 同社取締役管理部長 2009年10月 当社入社 2011年4月 当社経営企画室長 2012年6月 当社管理部長兼債権管理部長 2013年4月 当社管理部長 2015年1月 当社人事総務部長 2015年4月 当社取締役執行役員人事総務部長 2015年10月 当社取締役執行役員人事部長 2016年4月 当社取締役執行役員法務・情報管理部長 2017年7月 当社取締役執行役員総務部長（現任） | 23,000株 |
| 6 | たま がみ しん いち 玉 上 進 一 (1955年11月26日) | 1976年4月 光伸株式会社入社 1986年10月 株式会社プレステージ・インターナショナル入 社 1989年2月 同社代表取締役副社長 1995年6月 同社代表取締役 2007年10月 同社代表取締役兼代表執行役員 2010年2月 当社取締役 2010年7月 株式会社プレステージ・インターナショナル代 表取締役 2013年5月 当社代表取締役 2014年4月 株式会社プレステージ・インターナショナル代 表取締役兼社長執行役員海外事業本部長 2015年4月 当社取締役（現任） 2017年4月 株式会社プレステージ・インターナショナル代 表取締役兼社長執行役員 2019年4月 同社代表取締役（現任） | 1,800株 |
| 7 | やま なか まさ たけ 山 中 正 竹 (1947年4月24日) | 1970年4月 住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社） 入社 1999年4月 法政大学工学部教授 2003年4月 株式会社横浜ベイスターズ（現株式会社横浜 DeNAベイスターズ）取締役 2010年4月 法政大学特任教授 2015年6月 一般財団法人全日本野球協会理事 2015年10月 当社取締役（現任） 2017年5月 一般財団法人全日本野球協会業務執行理事 副 会長 2018年5月 同協会代表理事 会長（現任） | 一株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|---|----------------|
| 8 | まつ やま てつ ひと 松山哲人 (1962年7月3日) | 1986年4月 三菱商事株式会社入社 1997年6月 MCF Financial Services Ltd. 出向 2001年3月 三菱商事証券株式会社（現三菱商事アセットマネジメント株式会社）出向 2002年9月 ナノテフ・パートナーズ株式会社代表取締役 2003年5月 株式会社メディカル・プロテオスコープ取締役 COO兼CFO、代表取締役社長歴任 2007年10月 株式会社CSK-IS執行役員 2010年5月 株式会社ローソン事業開発本部長、執行役員海外事業グループCOO等歴任 2012年11月 日東紡績株式会社参与、同理事、ニッポーメディカル株式会社専務取締役等歴任 2014年12月 ナノキャリア株式会社入社 2015年6月 同社取締役CFO兼社長室長 2018年6月 当社取締役（現任） 2018年7月 ナノキャリア株式会社取締役CSFO兼社長室長 2019年11月 同社代表取締役社長CEO（現任） | 100株 |

- (注) 1. 取締役候補者のうち、玉上進一氏は当社の親会社である株式会社プレステージ・インターナショナルの代表取締役であり、当社は同社と業務の委託等の取引関係があります。また、株式会社プレステージ・インターナショナルの子会社(株式会社プレステージ・コアソリューション、株式会社プレステージ・グローバルソリューション、株式会社プレミアロータス・ネットワーク、Prestige International USA Inc.、株式会社PI・EISインシュアランステクノロジー)の代表取締役を兼務しております。
2. 玉上進一氏は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のほか、過去5年間に、株式会社プレステージ・インターナショナルの子会社(株式会社プレステージ・コアソリューション、株式会社プレステージ・グローバルソリューション、株式会社プレミアロータス・ネットワーク、株式会社トリプル・エース、株式会社PI・EISインシュアランステクノロジー、Prestige International USA, Inc.、Prestige International U. K. Ltd.、Prestige International Australia Pty. Ltd.、PRESTIGE INTERNATIONAL (THAILAND) CO., Ltd.)の代表取締役を兼務していたことがあります。
3. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 山中正竹氏及び松山哲人氏は社外取締役候補者であります。
5. 山中正竹氏は、他の会社における取締役としての経験及び様々な業務経験による幅広い見識を有しております。当該経験と見識を活かし、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。
6. 松山哲人氏は、他の会社において社長、取締役等を歴任されており、経営に関する幅広い経験と見識を有しております。当該経験と見識を活かし、客観的かつ公正な立場から、当社の経営に対する助言や提案を通じて、監督機能及び牽制機能のさらなる強化が期待できるものと判断し、社外取締役候補者としております。
7. 山中正竹氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、4年9ヶ月であります。
8. 松山哲人氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、2年であります。
9. 当社と山中正竹氏及び松山哲人氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は山中正竹氏及び松山哲人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役佐藤智之氏、竹内祐博氏及び坂田美穂子氏の3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|---|--|----------------|
| 1 | 佐藤 智之 (1954年4月21日) | 1978年4月 八千代証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2002年6月 国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）本店営業部長 2003年6月 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）執行役員本店営業部長 2004年4月 同社執行役員 2005年6月 国際投信投資顧問株式会社（現三菱UFJ国際投信株式会社）常勤監査役 2009年6月 同社常勤顧問 2014年10月 当社常勤監査役（現任） | 一株 |
| 2 | 竹内 祐博 (1966年11月4日) | 1989年4月 三協アルミニウム工業株式会社（現三協立山株式会社）入社 2001年4月 A I U保険会社日本支社（現A I G損害保険株式会社）入社 2006年4月 当社入社 市場開発部長 2006年8月 当社営業部長 2011年6月 当社営業本部長 2013年11月 当社営業部長 2014年10月 当社新事業創造室長 2015年4月 当社新事業創造部長 2015年10月 当社常勤監査役（現任） | 一株 |
| 3 | 坂田 美穂子 (弁護士職務上の氏名：大澤美穂子) (1975年10月8日) | 2005年10月 第二東京弁護士会に弁護士登録 クレオール日比谷法律事務所 2011年4月 中央大学法学部兼任講師 2012年12月 クラス銀座法律事務所（現クラス東京法律事務所）代表（現任） 2015年10月 防衛省再就職等監察官（現任） 当社監査役（現任） | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 佐藤智之氏及び坂田美穂子氏は社外監査役候補者であります。
3. 佐藤智之は、証券業界における長期の職務経験並びに監査役としての豊富な経験を有しており、客観的立場から適切な監査を実施いただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。
4. 坂田美穂子氏は、弁護士として法務に関する専門的かつ広範な知識及び豊富な経験を有しており、専門的見地から適切な監査を実施いただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
5. 佐藤智之氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって、5年9ヶ月であります。
6. 坂田美穂子氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって、4年9ヶ月であります。

7. 当社と坂田美穂子氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は佐藤智之氏及び坂田美穂子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区隼町1番1号

ホテルグランドアーク半蔵門 3階「光の間」

TEL 03-3288-0111



交通：東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩2分

東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」6番出口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩7分

◎お願い 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。